

長崎県立大学大学院学会発表旅費助成金交付要綱

平成24年2月3日 策定

令和2年2月4日 一部改正

令和3年4月27日 一部改正

令和8年1月5日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県立大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生が、国内外の学会において研究成果を発表することを奨励し、本大学院の学術研究の促進を図ることを目的として学会発表旅費助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第2条 助成金は、国内学会発表旅費及び国外学会発表旅費の2種類とする。

(国内学会の対象)

第3条 助成の対象となる国内学会は、日本国内で開催される全国規模の学会又は国際学会とする。

(国外学会の対象)

第4条 助成の対象となる国外学会は、日本国外で開催される国際学会とする。

(対象となる者)

第5条 助成の対象となる者は、次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 本大学院に正規学生として在籍する者。ただし、休学者は除く。
- (2) 対象となる学会において、口頭発表又はポスターセッションその他の方法により発表を行う者
- (3) 発表予定の学会において、他の助成金を受領及び申請していない者

一部改正[令和3年4月27日]

(交付回数の制限)

第6条 助成金を交付できる回数は、国内外を問わず次のとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程に在籍する者は、在学期間中1回とする。
- (2) 博士後期課程に在籍する者は、在学期間中に3回とする。ただし、各年度につき1回を限度とする。

(国内学会の助成基準)

第7条 国内学会の助成対象経費は、交通費、宿泊費及び学会参加費に係る実費とする。ただし、1回につき5万円を限度とする。

- 2 交通費は、起点から目的地まで公共交通機関を利用し、合理的かつ経済的な方法で算出された運賃を限度として支給する。なお、起点は別表第1に基づき、目的地は開催地に最も近い主要駅とする。
- 3 宿泊費は、宿泊が必要な場合に限り、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第13条第1項の規定で定める額を上限として支給する。この場合において、宿泊費基準額は職務の級が十級以下の者を適用する。
- 4 交通費と宿泊費が一体となったホテルパックを利用する場合は、長崎県公立大学法人職員旅費規程（平成17年規程第13号）及び長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則（平成17年細則第7号。以下「旅費支給細則」という。）の対象となる商品及び基準を準用し、実費を支給する。

一部改正[令和3年4月27日、令和8年1月5日]

(国外学会の助成基準)

- 第8条 国外学会の助成対象経費は、交通費、宿泊費及び学会参加費に係る実費とする。ただし、1回につき20万円を限度とする。
- 2 交通費は、起点から目的地まで公共交通機関を利用し、合理的かつ経済的な方法で算出された運賃を限度として支給する。なお、起点は別表第1に基づき、目的地は開催地に最も近い到着空港とする。
- 3 宿泊費は、宿泊が必要な場合に限り、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第13条第1項の規定で定める額を上限として支給する。この場合において、宿泊費基準額は職務の級が十級以下の者を適用する。

一部改正[令和3年4月27日、令和8年1月5日]

（申請手続）

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を出発日の1ヶ月前までに指導教員の承認を経て、所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

- （1）学会発表旅費助成金交付申請書（様式第1号）
- （2）学会発表を証明する資料
- （3）経費の根拠となる書類
- （4）口座振込依頼書（様式第2号）

（交付の承認）

第10条 研究科長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは交付額を決定し、交付申請者に通知する。

（交付方法）

第11条 交付方法は、申請者の希望により仮払又は精算払のいずれかを選択することができる。

2 助成金は、申請者本人に直接交付する。

（実績報告）

第12条 助成金の交付が決定した者は、次の各号に定める書類を添えて帰着日の1ヶ月後までに研究科長に提出しなければならない。

- （1）学会発表旅費助成金実績報告書（様式第3号）
- （2）経費の根拠となる書類

（助成金の返還）

第13条 助成金の交付を受けた者で、次の一に該当する場合は、助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- （1）仮払額が精算額より多い場合
- （2）前条の実績報告を提出しなかった場合
- （3）本制度の趣旨に著しく反すると大学が認めた場合

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月4日教育研究評議会協議）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在経済学研究科及び国際情報学研究科に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程の施行後、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に対する第7条及び第8条の規定については、改正後の長崎県立大学大学院学会発表旅費助成金交

付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、令和３年４月27日から施行する。

附 則
この要綱は、令和８年１月５日から施行する。

別表第１（第７条、第８条関係）

研究科及び専攻名	起点（駅）	起点（高速バス）
地域創生研究科 地域社会マネジメント専攻（ビジネス・マネジメントコース、経済・地域政策コース及び国境離島文化振興コースの一部）	佐世保駅	佐世保バスセンター
地域創生研究科 地域社会マネジメント専攻（メディア社会コース及び国境離島文化振興コースの一部） 情報工学専攻 人間健康科学専攻	長与駅	昭和町バス停
人間健康科学研究科		

一部改正〔令和２年２月４日教育研究評議会協議〕